

第9 用 地 関 係

第9 用地関係

1 公共用地取得の現況

住みよい社会生活の環境づくりをめざし、県は、道路、河川、砂防、下水道、街路、公園、ダム等の公共施設整備を着々と進めているところである。これらの公共施設は、地域の実情を考慮し、真に公共の利益が図れるよう配慮している。

このように大切な公共施設の設置に当たっては、まず公共用地の取得が必要となる。社会経済情勢の複雑化、生活様式の多様化、住民の権利意識の高揚等に伴い、補償交渉はより複雑化し、公共用地の取得は益々困難となっている。こうした状況にあっても、公共施設の必要性・重要性に対する住民の理解と協力を得ながら、円滑な公共用地の取得に努めている。

(1) 公共用地取得実績

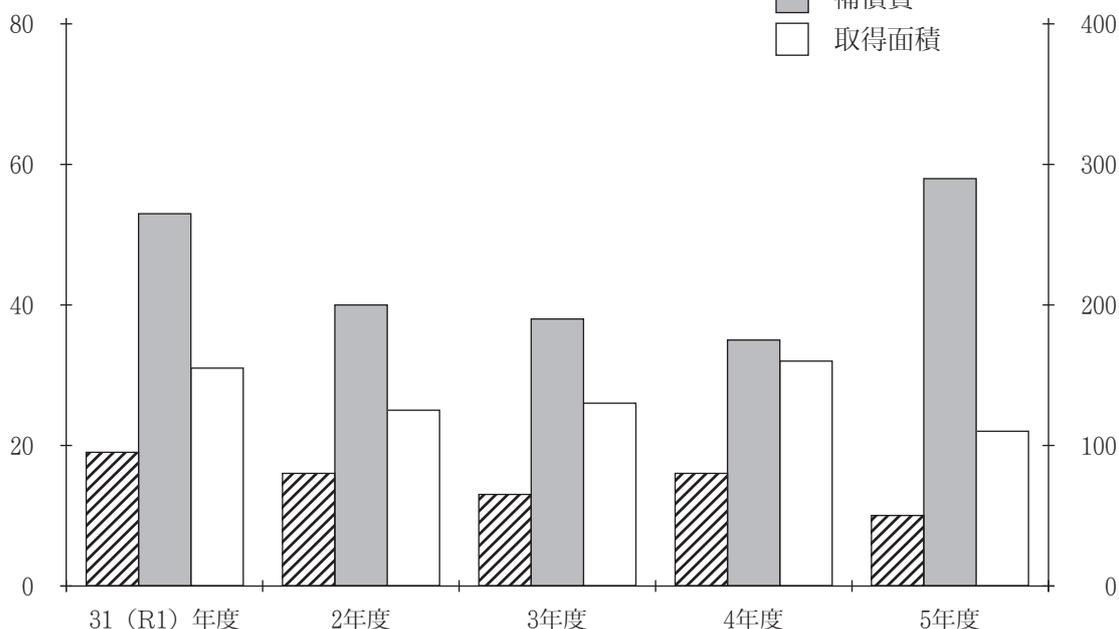
(単位：千円)

種別 \ 年度	H 31 (R 1)	2	3	4	5
(A) 用地費	1,854,632	1,552,231	1,301,355	1,548,979	994,824
(B) 補償費	5,320,580	3,995,925	3,828,946	3,463,972	5,833,980
(A + B) 計	7,175,212	5,548,156	5,130,301	5,012,951	6,828,804
取得面積	153,063 m ²	126,157 m ²	137,231 m ²	160,501 m ²	105,260 m ²

金額 (億円)

 用地費
 補償費
 取得面積

面積 (千m²)



(2) 用地取得困難案件の状況

「山梨県県土整備部公共用地取得推進会議・同推進班」を設置して、用地取得困難案件の進捗管理を行いながら、下記の基準*に基づき、事業の緊急性の高いものについて、土地収用法の事業認定申請、収用委員会に対する収用裁決申請等を行っている。

年 度	困 難 件 数			困 難 解消数	裁決申請
	繰 越	新 規	計		
R 2 (1 決定)	2	2	4	2	1
R 3 (2 決定)	1	12	13	1	0
R 4 (3 決定)	9	4	13	1	0
R 5 (4 決定)	12	5	17	1	1
R 6 (5 決定)	10	3	13	4	

※ 事業認定の申請時期

原則として、「用地取得率が80%となった時」、「用地幅杭の打設から 3年を経た時」のいずれか早い時期を経過した時まで、収用に移行する。

※ 裁決申請等の時期

事業認定の告示の後、速やかに行うものとする。

(3) 土 地 収 用

土地収用法は、公共の利益の増進と私有財産の調整を図ることを目的とし、国土交通大臣又は都道府県知事による事業の認定制度と、収用委員会による裁決制度の2つを柱として構成されている。

また、裁決制度には、起業者と権利者の合意による和解、協議の確認といった制度もある。

「土地収用法」関係事務処理状況

種 別 \ 年 度	H31 (R 1)	2	3	4	5
大臣事業認定	1	0	0	0	1
知事事業認定	1	5	1	0	2
計	2	5	1	0	3
裁 決 申 請	1	1	0	0	1
裁 決 件 数	0	2	0	0	0

2 財 産 管 理

廃川敷地・廃道敷地の処分事務

河川改良工事、道路改良工事等の施工の結果生じた、国有財産である廃川敷地・廃道敷地については、国有財産法第 28 条及び河川法第 93 条又は道路法第 94 条の規定による譲与手続を経て、取得後財産の処分を行っている。

廃川・廃道敷地処分状況

種 別		年 度				
		31 (R 1)	2	3	4	5
件 数		16	4	4	5	4
内 訳	廃川敷地	9	2	3	3	1
	廃道敷地	7	2	1	2	3
数 量 (㎡)		844.23	342.78	732.47	794.85	8,133.69
内 訳	廃川敷地	548.16	255.82	652.75	445.56	3,858.45
	廃道敷地	296.07	86.96	79.72	349.29	4,275.24
金 額 (千円)		1,426	1,921	5,327	10,457	22,337
内 訳	廃川敷地	204	1,386	4,361	10,055	19,740
	廃道敷地	1,222	534	966	402	2,597